

平成28年度 社会福祉法人すずかけの会 事業計画書

平成28年度は、厳しい法人経営の改善や法人の基盤強化を進めていくために、平成27年度から着手した第2すずかけの家単独事業所化の計画を進め、法人全体の資金的な安定を目指します。

そして、将来を見通した法人経営を確立するため、引き続き法人・施設の中長期にわたる「経営計画の策定」に取り組み、伴って雇用環境の整備を行います。

1 経営事業

- 生活介護 第1すずかけの家（主たる事業所） 20名定員
 第2すずかけの家（従たる事業所） 10名定員
- 共同生活援助 ひまわり 6名定員
- 放課後等デイサービス ぷらたなす 10名定員

2 法人本部の運営

（1）適正な人事管理と労務管理

適正な人事管理を行うため、社会保険労務士を活用し労務管理等を行う。

（2）法人改革の推進

職員を中心とした法人本部機能の構築を進め、法人改革を引き続き実施する。

（3）予算の執行管理

各施設の事業予算の執行状況を適宜把握しながら法人全体の経理を管理する。

3 快適な環境の下での施設経営の推進

法人施設それぞれの利用者の特性を踏まえ、利用者にとって安全・快適な生活・作業環境を提供すると共に支援内容をより充実していく。

4 地域に根ざした施設整備計画

現在進めている第2すずかけの家の単独事業所化により定員増となることから、今後増加が見込まれている市内特別支援学校卒業生などの「日中活

動の場」の整備と平成27年度障害福祉サービス報酬改定による厳しい経営状況の改善が図られる見通しである。

第2すずかけの家の開設目標を平成28年7月1日とする。

5 法人事業の信頼性と透明性の確保

事業の経営に当たって法令遵守は、法人並びに職員の責務である。引き続き日野市による法人指導検査及び受審した福祉サービス第三者評価の結果を踏まえてよりよい法人経営を行う。

6 苦情解決への対応

法人各施設の窓口に苦情解決制度の周知ポスターと第三者委員の氏名等を掲示すると共に、施設と家庭との連絡帳等により苦情申し出が容易にできるよう配慮していく。

7 虐待防止のための対策

虐待は身体に対するものと、心（言葉遣い・態度）に対するものと、更には経済的なものがある。利用者への虐待を未然に防止するためには、日頃から権利侵害を見過さないようにし、虐待の芽を摘んでいくことと共に関係機関との連携を大切にしていく。

8 リスク管理

現場職員の安全管理に対する意識をより高めるとともに、ヒヤリハットの収集と分析により予測されるリスクへの適切な対応を行い、利用者が安全・安心して活動できる環境づくりを行う。

9 人事管理

(1) メンタルヘルスの配慮

福祉サービスを提供する職員を取り巻く厳しい環境と共に、利用者の障害の重さや高齢化、身体機能の低下等により、提供する支援技術の高度化等が求められている。また、管理職の負担の増加もあり、職員の中には精神的、肉体的に健康を害する例がある。

人材の資質向上を求めつつも管理職も含めた職員のメンタルヘルスマネジメントに配慮する必要がある。

(2) 研修と自己啓発の推進

提供する福祉サービスの質の向上と人材育成のため職員研修をより充実させるため法人全体で取り組む。

1 0 財務管理

新会計基準に移行し会計事務の仕組みが複雑に変化する中で、経理規程等に基づいた適正な財務管理を行う。

1 1 地元との災害時応援協定の締結

平成23年8月12日に、日野消防署の立会いのもとであしなが育成会レインボーハウス、地元倉沢自治会と法人（ひまわり）が「災害活動に関する相互応援協定」を締結した。

この協定は、火災又は震災等が発生した場合、3者が相互に協力して、その機能を最大限発揮し、消火、救出及び救援活動等を行う内容である。

1 2 後援会活動への協力

すずかけの会を支える後援会活動は、法人事業への助成や保護者会から多大な協力を頂いているバザーの開催、各種資金作り等多岐にわたっている。

近年会員数の減少もあり、今後の後援会活動の充実を図っていくため抜本的な対策を講じる必要があり、法人としても積極的に協力体制をとっていく。

なお、後援会から法人への寄附は、法人事業の安定的な経営のために大切に使用させていただいています。改めて地域の皆様及び関係者の皆様に感謝を申し上げます。

1 3 平成28年度理事会・評議員会開催予定日

第1回	5月22日（日）
第2回	9月25日（日）
第3回	1月29日（日）
第4回	3月26日（日）

平成28年度
(2016年度)
すずかけの家事業計画書

社会福祉法人すずかけの会

障害福祉サービス事業所（生活介護）すずかけの家

1. 事業内容

1) 目的

- ・障害を持った人がより自立的な社会参加が出来るよう、生活技術や生活文化を広げる諸活動および労働活動などの支援を行う。

2) 基本方針

- ・一人一人の利用者の健康・発達・人権を大切にされた実践に努める。特に人権については施設綱領を作り上げ、虐待防止等に努める。また、保護者との連絡を密に取り利用者の健康維持と情緒の安定を図る。
- ・労働や文化活動・健康づくりを中心に据えた日課作りを心掛ける。楽しく生活する中で労働の意欲を育み、自立性を目指す。
- ・地域との関わりを積極的にとり、地元で親しまれる存在感のある施設を目指す。
- ・職員は民主的人格と技量を高め、常に研修に努め、利用者に対して対等かつ平等な関係を築く。また、利用者の気持ちを大切にされた信頼関係を築く。
- ・利用者の利益と要求を尊重する運営管理を行うように努める。
- ・法人と職員は、利用者にとって最適な環境づくりに努める。利用者の家族は、利用者職員との権利を尊重し、この基本方針が施設運営の中に実現できるように協力援助する。

3) 活動日と活動時間

- ・活動日を月～金曜日の5日間を基本とする。
- ・活動時間を月・火・木・金曜日は午前9時～午後4時として、水曜日は午前9時～午後2時とする。
- ・利用者の遅刻や早退などの連絡事項は把握漏れがない様に努める。

2. 活動内容（利用者への援助）

1) 生活支援

- ・個人の状況に合わせたきめ細かな支援を行う。
- ・基本的な生活習慣を獲得して、生活技術が向上できることを目指す。
- ・利用者自身で出来る事はやっってもらい、出来る事を増やしていける様にする。
- ・体型や年齢に応じた大人らしい身なりで過ごせるように留意していく。
- ・“排泄の方法” “手洗い” “ハンカチで手を拭く” “消毒をする”等を習慣となることを目指す。
- ・楽しい食事を心掛け、偏食のある利用者に対して、少しずつ上手に食べられる様にする。
- ・他人との関わりが嬉しいといった感情の芽生えを促し育て、他者との挨拶や適切な関わり方を身に付けていける様にする。
- ・利用者と職員間では互いに尊重しあう会話、言葉遣いに留意をして、言葉を引き出すような会話を心掛ける。

【以下のような項目を中心に支援をしていく。】

- ①衣服の着脱・身だしなみ
- ②排泄
- ③食事
- ④清潔
- ⑤マナー・ことば
- ⑥健康・体力作り
- ⑦日直

2) 作業支援

- ・活動の中心として位置付けて、労働を通して人や物と関わる力量と自己コントロールを育てるため、創意工夫をした支援を行う。
- ・屋外での活動は地域の方の理解と協力に支えられていることを意識して、迷惑を掛けない様に心掛ける。
- ・各人の持てる能力や体調などを考慮したグループ構成を基本に行っていく。
- ・利用者個々の足元の不安定さや注意意識などを考慮して、細心の注意を払って、怪我の無い様に留意する。
- ・利用者自身の“得意（不得意）とする工程” “好きな工程”を見つけ出して、力をより発揮できる様に支援をする。
- ・用具や道具などは使い易い様に日常から点検と補修を心掛けて、補充をしておく。（壊れ易い物や使い方を見据えきれない物の購入は避ける。）
- ・用具の名前や使い方を覚えられる様に支援をしていく。
- ・利用者の個性に合わせた扱い易い補助具の工夫と研究を行っていく。
- ・受託作業は企業や団体などと調整の上、委託された数量や品質を満たせる様に創意工夫して、利用者支援に活用していく。
- ・自主製品は販路の拡大に努める。
- ・品質の向上や新商品作りも意識して、将来的な展開も探求していく。
- ・夏期、冬期の外作業時は利用者の体調に留意して、特に夏期(6月～9月)の水分補給は十分に行う。
- ・工賃支給規定に沿って支給する。
- ・工賃支給の際は働く意欲に繋がる様な働き掛けをする。また、“工賃を使う”体験も活動として取り組む。

【作業種目を下記の通りとする。】

- ①紙漉き製品作り（ハガキ・名刺など） ②公園清掃 ③資源回収・チラシまき
- ④ポスティング（ビルドコンサルテーション、創木造園、ぱど） ⑤畑 ⑥陶芸
- ⑦教材の仕分け ⑧袋詰め（銀のさら） ⑨ダンボールコンポスト
- ⑩カード入れ（ゼロエミッション） ⑪その他（榮太樓など）

3) 文化活動

- ・成長や発達の教材として位置付けて、利用者個々が労働とは異なった楽しさや遣り甲斐などを見つけられる様に支援を行う。
- ・「より人間らしく豊かな生活を送れる様に」を目指し、文化的活動を取り入れる。
- ・五感を使って、“楽しみ” “感じる” 機会をつくる。
- ・利用者の希望を聞き、自由に表現できる様な機会とする。
- ・用具の名称や使い方を知り、活動の幅が広がる様に支援を行う。
- ・講師の活用もしていく。
- ・家庭と連携して家でも手伝いができる様にする。

【活動内容を下記の通りとする。】

- ①音楽リズム（音楽教室・すずかけ音楽会） ②創作陶芸 ③調理 ④その他

4) 年間行事 <年間予定表を参照>

- ・行事の目的を明確にして、年間の中でバランス良く配置する。また、社会参加の機会を多く持つ。

- ・行事の企画内容を工夫して、公共交通機関を利用する等で、社会のルールやマナーを学べる機会を作る。

3. リスク管理（緊急時における対策）

- ・緊急時には緊急連絡表を活用する。
- ・災害・感染症・疾病時には各対応マニュアルを活用する。
- ・緊急対応マニュアルを1冊に綴じて、整備と保管をする。

1) 防災・防犯 <防火管理者：高橋公平・眞壁由美>

- ・火災・地震等の災害から利用者と職員を守る。
- ・防災訓練を4ヶ月毎に行う。（5・9・1月）
- ・自衛消防隊の組織に従い訓練を行う。自力歩行での避難が難しい利用者もいるので、避難経路や避難方法を周知徹底させる。
- ・送迎時の災害発生の対策も含めて、新しくマニュアルを作り替える。
- ・避難場所は、第一すずかけの家を南平小学校として、第二すずかけの家を平山小学校とする。また、その後の家庭引取りや最終避難方法を確立する。
- ・すずかけの家の周囲に燃えやすいものを置かない。
- ・不法侵入等の防犯のための学習会を行う。逃げる練習も行う。
- ・職員の救命救急講座の受講を進める。

2) 衛生管理 <衛生推進者：仲本優子>

- ・手洗い、消毒の励行（活動後、外出後、昼食前）
- ・感染症マニュアルに沿って発生の防止に努める。また、職員が媒体にならない様に、嘔吐物、排泄物の処理には嘔吐物処理セットや手袋などを使用する。
- ・感染症が発生した場合はマニュアルに沿って対処する。
- ・インフルエンザの集団予防接種を行う。（希望者）
- ・活動中の怪我や事故に注意をする。（ヒヤリ・ハットの活用）
- ・病気や怪我などの記録をつける。
- ・服薬の確認を徹底する。（健康記録の活用）
- ・作業後の掃除をする。また、年2回の大掃除を実施する。（8月、12月）
- ・エアコンフィルターの掃除は毎月最終月曜日に行う。

4. 環境の整備

1) 予算

- ・全般にわたり節約に心がける。
- ・行事は予算の範囲内に収めるようにする。
- ・行事における利用者の実費負担については以下とする。
 - ①食費 ②個人の要求実現活動 ③宿泊費

2) 支援態勢

- ・緊急時に備え複数でのグループ支援に努める。
- ・活動ボランティアやしごとパートナー（日野市社会福祉協議会）を活用する。
- ・支援態勢を整える為に活動ボランティアの人数拡大と充実を進める。
- ・ボランティアや仕事パートナー等に対しては、書面にて活動説明と留意点を周知徹底する。

3) 給食 <担当：仲本優子>

- ・昼食は給食を実施して、各々の状況に合わせた二次調理や食事量などの対応に努める。
- ・給食前に毎回の検食を行う。
- ・給食調理を業者に委託をする。
- ・毎月1回、業者との給食会議を実施する。
- ・職員会議の議題に入れて、給食に対する意見や要望などを給食会議に活かす。（利用者の好みや季節のものを取り入れる。）

4) 健康管理

①日常の健康管理

- ・毎月最終月曜日に体重測定を行う。
- ・季節毎に体調や生活環境に留意する。（季節の変わり目、夏季は水分補給、冬季は室内の湿温度、など）
- ・健康や通院の記録を活用する。
- ・保護者と連携をして体調や体重の管理をしていく。

②その他

- ・年4回（5・7・10・2月）の健康診断・聴打診などを行う。
- ・歯科検診（11月）を行う。

5) 保護者会との連携

- ・毎月一回保護者会に参加する。（必要な際は複数参加）
- ・父親と施設との関わりを持てるようにする。

5. 職員

1) 職員分掌と係り分担

- ・行事と係りが重ならない様に配慮する。また、多忙な職員がいる場合は積極的に協力をする。
- ・事務時間の確保に努める。
- ・担当者が中心となり、作業室や倉庫・棚などの整理整頓を心掛ける。

2) 職員会議とケース会議

- ・年間の会議日程に沿って進める様に努める。
- ・会議では円滑に話し合いが行える様に努める。
- ・各担当者は年間予定表を参考にして、職員会議のみで話し合いが行える様に計画を進める。また、討議事項は分かり易く文章でまとめて提案する。

- ・会議議事録は早目に作成して提出する。（概ね一ヶ月を目途とする。）
- ・ケース会議は職員の参加した研修よりテーマを決めて、研修参加者が講師を務める。

3) 個別支援計画とケース記録

- ・個人の実態に沿った目標と支援計画を立て、半年後の見直しを行う。
- ・個別目標に沿った支援と日々の記録を充実させる。

4) 研修

- ・職員は各自で機会を捉えて、研修に参加する等の自己学習を深める。
- ・施設の充実発展の為にテーマを決めての集団研修を行う。（各利用者のケース、生活・作業支援、情勢など）
- ・他施設の見学をして、作業活動や運営のための参考にする。
- ・研修報告書は概ね一ヶ月を目途に提出する。

6. 関連団体との関わり

- ・『きょうされん』『日野市障害者関係団体連絡協議会』『日野わーく・わーく』に加盟をして、利用者の権利向上・施設運営の安定などの諸課題の実現を進める。
- ・日野市ボランティアセンター主催の体験ボランティアの受け入れ協力をする。新たな繋がりを作る機会ともする。
- ・特別支援学校の要請に応じて、卒後の進路選択に向けての現場実習とインターンシップに協力をする。
- ・大学や専門学校などの福祉職を目指す人材の育成に貢献する。また、教員免許取得に伴うカリキュラムにも協力する。
- ・福祉の啓発活動の機会ともする。
- ・日野市社会福祉協議会や企業などの人材育成の要請にも応えて協力する。

ひまわり(共同生活援助) 平成28年度 事業計画

1. 事業内容

【事業目的】

適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が利用者に対し、適正な共同生活援助を提供する。

【事業方針】

利用者が地域において共同して自立した生活を営むことができるよう、個々の状態に応じて、介護、相談、その他の援助を適切に行う。利用者の意思、人格を尊重し、利用者の立場に立ち個別支援計画に沿って支援する。

【年度目標】

男性利用者5名の体制が定着したので、今年度は各々のニーズに応じた利用日数に応える。(一週間の利用日数を柔軟に対応する。)

また、行動障害(不応症症状など)に対して、原因の考察とともに、楽しみや長所を生かす視点を重視して支援する。

【利用者】

利用者数：5名 (定員6名)

※多動な方、歩行不安定な方が利用しているので、十分なスペースが必要である。そのため、現状の5名体制を維持する。

【利用時間】

月曜(夕) ～ 金曜(朝) ※その他は相談に応じて利用を決める。

16:00 ～ 翌10:00 ※水曜は14:00 ～ 翌10:00

[夕から夜] 帰寮→おやつ→入浴→夕食→自由時間→就寝

[朝] 起床→身支度→朝食→自由時間→出発

【職員体制】

常勤2名(管理者兼サービス管理責任者兼生活支援員、世話人)

非常勤2名(生活支援員)

2. 個別支援計画

個々の個別支援計画を具体化し、期間設定のもとに支援をし、モニタリングにより評価する。状態の変化をよく見ていき、個別に対応し、支援を充実させる。
(計画作成(半期に1回、9月、3月))

3. 通所施設との連携

すずかけの家との間で、緊急時や、特別な体制をとるときなど、適宜、状況に応じて情報を交換し、相互に連携を図る。

4. 関連機関との連携

他職種の関係機関、特に医療機関との連携においては、個人情報保護のもとに必要な情報交換をし、適切な医療が行えるよう連携する。保護者が利用者本人を通院させることが困難な場合、もしくは通院支援が必要と思われる場合は、ひまわり職員が通院に付添う。(各利用者に対し、適宜対応)

5. 職員会議

一か月間の利用者個々のケースを検討し、ホーム全体の業務内容を必要に応じて見直す。また、予定に関して日程等を調整する。(月に1回、第3金曜)

6. 余暇活動、行事

個別の誕生日会、特別食・外食企画、課外活動(スポーツ、レクリエーション)、お菓子作りを利用者に適した内容で行い、生活の充実を図る。
(水曜の午後や祝日などを使う)

7. 防災

職員の防災についての意識を高め、利用者が非難の方法に慣れるようにする。全員が緊急時(火事、地震等)に適切に行動できるように訓練をする。
(ホームでの避難訓練(年2回)、防災設備点検(年2回)、地域防災訓練)

8. 研修

職員の支援への意識、技術を高めるため、参考文献の紹介、外部研修の参加(東京都社会福祉協議会・知的発達障害部会・生活寮グループホーム等ネットワーク委員会)、他施設の見学を随時、取り入れていく。

9. 保護者会

保護者の意見、家庭の様子を聞いたり、ホームでの様子を話したりしながら、情報交換をする。保護者と職員、また、保護者同士、相互に交流をすることで様々な思いを共感し、理解を深めるようにする。(半期に1回)

平成28年度事業計画書

【事業目的及び方針】

法人がこれまで取り組んできた、成人期における障害者地域生活支援を基盤としながら、「子どもの最善の利益の保障」を根幹に、成人期を見据えながら各児童期に適正な支援を実践していく。

【事業目標】

- ①平成27年に厚生労働省の策定した「放課後等デイサービスガイドライン」を基盤として活動プログラムを組み立てる。
- ②障害児童の援助ノウハウ及びスキルの習得と実践
 - ・障害のある子どもの放課後保障を考える全国連絡会（全放連）の研修への参加
- ③日野市内他児障害児施設・事業所及び教育機関との連携
 - ・市内外の放課後等デイサービス事業所との情報交換等
 - ・日野市発達・教育支援センター、児童相談所、こども家庭支援センターとの連携
 - ・特別支援学校、特別支援学級との連携

【利用計画】

- ①年間開業日数 236日 目標平均利用率 65%以上（1日6.5人以上）
- ②季節の行事を開催
- ③学校長期休業日（夏休み等）での外出等イベントを開催

【その他】

利用率の状況を鑑みながら、開所曜日を再検討する必要がある。
⇒学校休業日（土曜日、祝祭日）の利用ニーズの掘り起こし